

佐賀県告示第 487 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号。以下「県税条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、平成 30 年佐賀県告示第 413 号（県税に関する申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、その申告期限等が平成 30 年 9 月 6 日から平成 31 年 1 月 30 日までの間に到来するもの（証紙徴収の方法による納付及び県税条例第 97 条の規定による自動車取得税の申告納付に係るものを除く。）について、同月 31 日とする。

平成 30 年 12 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義